

平成 24 年度事業計画

1. 租研をめぐる環境

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。

昨年発生した東日本大震災からの復旧・復興については、政府による復興対策や税制特例措置等により、今後の日本経済の再生の原動力となることが期待されている。一方、欧州における政府債務問題顕在化によるユーロ不安は欧米金融市場を混乱させ、世界経済の先行きは不透明感が増すとともに、国内経済状況についても、円高や電力安定供給問題を契機とした企業の海外移転、海外 M&A の積極的展開等による産業空洞化の懸念が高まっており、デフレからの脱却が未だ進まない中、厳しい雇用情勢の継続、経済成長の鈍化等 依然として厳しい状況にある。

また、足下では、①少子・高齢化の急速な進行による社会保障費用の膨張に伴う社会保障持続可能性への国民の不安の高まり、②その増大を主因とする、GDP 比 196%（平成 24 年度末見込）にも及ぶ巨額の長期債務残高を抱える財政構造等、わが国の構造的問題は一層深刻化しつつある。特に、国の財政は借金が税収を上回る異常な事態が 3 年連続し、欧米の財政債務問題に端を発した混乱状況を踏まえれば、財政健全化は一刻の猶予も許されない緊急の事態にある。

このような状況においては、まず復興対策を呼び水として、経済活力のエンジンである民間の活性化により投資や技術進歩を推進することが不可欠である。また同時に、構造的問題に対しても中長期的な視点に立った改革の方向性を明らかにし、着実かつ速やかに着手することが求められる。特に、企業の国際競争力強化を目指した経済成長戦略の策定とあわせ、財政改革、社会保障と税制の一体的な改革等の早期実行が必要である。

そのためにも、今後の社会保障の安定・強化につながる改革と、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための消費税率の引き上げ等の抜本的税制改革については、平成 24 年通常国会において速やかに法案を成立させ、国際的な信認を得るとともに国民に安心と安定をもたらすべきである。

2. 協会の活動方針

上記の租研をめぐる環境に立ち、民間の租税研究機関として我が国の税制の研究と普及に貢献してきた当協会は、引き続き、その活動をベースに、中身の更なる「充実」を図り、会員のニーズに「迅速」に応え、あるべき財政・税制・税務の「実現」に向け諸活動を展開していく。

中期計画（平成 23 年度から 25 年度の 3 カ年計画）では、会員への価値の提供を極力維持しつつも、収入の範囲内に活動を収斂させるため、事業内容の抜本的な見直しが必要とされている。平成 24 年度は、23 年度に引き続き、中期事業計画に沿って、次のような活動方針に基づき、目

標年度である平成 25 年度には、収支相償の原則に則し、かつ安定的な運営が行われるように位置づける。

- ① 税制改正意見等の提言活動の充実。
- ② 財政、税制に関する調査、研究、提言活動の充実を図る。
- ③ 会員のニーズに的確に対応した情報発信機能の充実を図る。
- ④ 租研は、平成 24 年 4 月 1 日付けで「公益社団法人日本租税研究協会」として発足したことから、今後は、これまで以上に、協会活動を通じた社会貢献活動を高める。
- ⑤ 租研の財政状況が極めて厳しいことから、維持会員の継続・拡大に組織を挙げて取り組む。あわせて、経費節減に努めるとともに、限られた資源の中で効果的・効率的な事業運営を徹底する。

3. 平成 24 年度計画の総括

平成 24 年度は、中期事業計画に沿って事業全体の見直しを継続することとするが、その一方で最終目標に向けた移行期年度にあたる。

中期目標で掲げた事業の「選択と集中」を検討・推進してきた結果、平成 24 年度における全体の活動水準（開催回数）は、最高水準だった平成 21 年度・平成 22 年度に対し約 2 割、平成 23 年度と比較しても 1 割強の減少となる年間 180 回を目標とする。

なお、本年度からの公益社団法人化にあわせ、来年度（平成 25 年度）での中期事業構造（170 回／年）実現に向けた更なる取り組みを推進していく。

・活動計画一覧表

（講演回数換算ベース）

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成25年度 中期計画
理事会・総会・委員会等	45 回	74 回	103 回	86 回	75 回	70 回
内研究会	24 //	56 //	70 //	60 //	50 //	43 //
会員懇談会	106 //	111 //	87 //	90 //	77 //	72 //
租税研究大会 *1	(2.5日) 6 //	(4.0日) 11 //	(3.0日) 9 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //
基礎講座 *2	(3講座) 23 //	(4講座) 30 //	(4講座) 28 //	(3講座) 23 //	(3講座) 22 //	(3講座) 22 //
合計	180 //	226 //	227 //	205 //	180 //	170 //
出版(「租税研究」以外)	9 冊	17 冊	12 冊	10 冊	11 冊	10 冊

*1 平成24年度計画の内訳：東京大会2.0日(報告2、討論2)、大阪大会1.0日(報告1、討論1)

*2 平成24年度計画の内訳：法人税基礎講座－東京8回、大阪8回、国際課税中級講座－東京6回

4. 委員会・研究会等

民間の中立的な立場から調査・研究を行い、わが国の「あるべき財政・税制・税務」の実現のため、提言、意見表明を行う中核事業である。特に、ここ数年で拡充を図ってきた研究会活動はその軸であり、引き続きその内容の充実に努める。

具体的には、当協会の税制改正提言である「租研意見」を作成する政策検討会、税制について透明性、予測可能性を高める観点から、通達への会員意見の実現を図る通達等検討会や国際課税実務検討会等の更なる充実に努める。

また、意見交換会は、当協会の特質を活かした活動であり、必要に応じて開催する。

・理事会・委員会等の内訳と回数推移

(回数)

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成25年度 中期計画
理事会・総会	5	5	4	5	5	5
委員会・研究会等	36	64	85	72	60	55
内研究会	23	48	70	60	50	43
意見交換会	4	5	14	9	10	10
合計	45	74	103	86	75	70

(1) 政策委員会 (政策検討会、地球環境問題検討会)

租研の財政、税制の提言等の企画・立案を担当する委員会・検討会として、各委員会・研究会の研究・提言、会員からの税制改正意見、アンケート調査等をもとに、税制改正に関する租研意見を取りまとめ、関係機関に対して提言を行う。

特に、近年拡充に努めてきた政策検討会は、研究・提言活動を本格化し、他の研究会等との連携・協調を緊密にしつつ、抜本的な税制改正に向け、「租研意見」の更なる充実に努める。

(2) 財政経済委員会 (財政経済研究会)

社会保障制度、財政制度改革に関する諸課題について調査、研究し、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、さらに必要に応じて、関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に財政経済研究会をおき、引き続き調査、研究、提言活動を継続する。

(3) 個人課税委員会 (個人課税研究会)

個人所得税や相続税・贈与税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供し、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に個人課税研究会をおき、金融課税を含め、個人課税に関する調査・研究活動を行う。

(4) 法人課税委員会 (法人税研究会、税務会計研究会)

法人税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会における、各研究会の活動は以下のとおりである。

① 法人税研究会

法人税における諸課題（税務会計研究会に係る課題は除く）について、調査、研究を行い、会員等に対して幅広く情報提供を行う。

i) 通達等検討会（旧称：通達等検討分科会）

企業の実務と税制度や通達との関係が不明確や不確定な分野について、実務面から税制度の透明性の確保や予測可能な取扱いを目指し、会員意見の通達への反映等、活動の定着と更なる充実に取り組む。

ii) 国際課税実務検討会（旧称：国際的組織再編等課税問題検討会）

日本企業の国際的組織再編成、外国子会社合算税制や資本取引等に関する課税上の課題を中心として、調査・研究を行っていくこととしている。

なお、これまでは国際的組織再編成に係る課題を取り上げてきたが、今般、取りまとめの目処がついたことから、検討テーマの見直しを行う。

② 税務会計研究会

平成 20 年度から行ってきた企業会計基準の国際的な統一化への大きな変化に対する法人税法の取扱いについての調査、研究について、一連の検討が終了したことから、これまでの研究成果をとりまとめた報告書作成、公表、提言を行った。

今後も、会計基準国際化の動向に注視しながら、必要に応じて活動を行う。

(5) 国際課税委員会（国際課税研究会）

国際課税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供することとし、必要に応じて税制改正意見等として、関係当局に対して意見、提言を行う。

なお、国際課税研究会は、研究者、官庁、民間が共通の場で行う最先端の研究であり、引き続き国際課税に関する国際的に重要な論文について、翻訳、調査、研究を行い、会員に対して幅広く情報提供する。

(6) 消費課税委員会（消費税研究会）

消費税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、消費税に関する調査・研究活動を行う研究会の設置を検討する。

(7) 地方課税委員会（地方税研究会）

地方税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、地方税研究会をおき、政策検討会と緊密な連携・協調の下、租研が行う税制改正に関する租研意見の形成に資する調査・研究にも配意しつつ、活動を行う。

(8) 運営委員会（企画・運営小委員会）

租研の事業計画の策定や事業活動の基本方針等重要な事項について、協議、検討等を行う。

なお、当委員会の下に、企画・運営小委員会をおき、必要に応じ、随時協議、検討等を行う。

(9) 意見交換会

行政当局と会員との双方向の意思疎通が重要であることから、意見交換会の開催等の連絡・協調に積極的に取り組む。特に、税制改正、取扱通達に関する課題等について、随時行政当局担当官を招き、意見交換を行う。

5. 国際交流の促進

諸外国の財政・税制・税務行政に携わっている政府担当官、あるいは学者の来訪の際、財政・税制・税務行政を巡る諸問題について講演会の開催を企図する。

また、諸外国の税務当局幹部と各国進出企業との間の相互理解促進を目的とした、意見交換会の開催にも積極的に取り組む。

6. 会員懇談会

国内課税及び国際課税に関する、理論面、実務面における重要な課題をテーマとして、幅広く懇談会を開催する。租研が行う税制改正に関する「租研意見」の形成に資する有益な情報の習得に配意するとともに、「税制改正説明会」、「決算・申告への留意事項」等の当局からの情報発信、研究者・実務家の調査・研究報告等を、会員のニーズならびに時代の要請に則して、タイムリーかつバランスよく提供することを目指す。

開催数については、中期計画の方針に従い、昨年度より 1 割強の回数絞り込みを実施するが、会員への普及活動の中軸事業であることから、内容の厳選・充実化とともに委員会・研究会のうちで可能なものは合同開催する等の効率化を図りながら、一定規模（年間 80 回程度）を維持する。

・会員懇談会の回数推移

(回数)

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成25年度 中期計画
会員懇談会	106	111	87	90	77	72

7. 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動に相応しい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。会員に対して、講演、討論等を通じて情報提供を実施するとともに、協会外部への情報発信を行い、公益的活動の推進、当協会のプレゼンス向上に資するものとして継続する。

なお、本年度については、東京大会は平成24年9月12日(水)～13日(木)、大阪大会は平成24年9月25日(火)に開催する予定である。

・租税研究大会の内訳と実施推移

(回数)

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成25年度 中期計画
東京大会	3	8	6	4	4	4
報告	1	4	4	1	2	2
討論	2	4	2	3	2	2
大阪大会	3	3	3	2	2	2
報告	2	2	2	1	1	1
討論	1	1	1	1	1	1
合計(報告+討論)	6	11	9	6	6	6
合計(日数)	2.5	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0

8. 基礎講座

基礎的分野の会員サービスとして継続するが、中期事業計画方針に従い、講座においても収支相償を原則とした運営を目指す。

そのため、会場費用等でのコスト削減等に取り組んだうえで、法人税基礎講座（東京、大阪）、国際課税中級講座（東京、基礎講座と隔年開催）を継続する。

・基礎講座の内訳と実施推移

(回数)

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成25年度 中期計画
法人税講座(東京)	8	8	8	8	8	8
法人税講座(大阪)	8	9	9	9	8	8
国際課税基礎講座(東京)	7	7	0	6	0	0
国際課税中級講座(東京)	-	-	5	0	6	6
国際課税基礎講座(大阪)	-	6	6	-	-	-
合計	23	30	28	23	22	22

※ 各回、2～2時間半で実施。

9. 出版物の刊行

会員に対し、租税に関する最新情報を提供するため、毎月発刊の「租税研究」に加えて、「税制参考資料（平成 24 年度）」、「租税条約の解説」等の出版物を作成し配付する。また、「オフショア・タックス・ハイブンをめぐる国際課税」等の重要な調査・研究についても、出版物を作成し配付することとする。

但し、出版にあたっては真に必要なものに限り実施するなど、対象の重点化を図る。

① 情報提供

- ・税制参考資料（平成 24 年度）

② OECD、租税条約関連

- ・租税条約の解説（今後、条約が締結された場合に随時）

③ その他

- ・「オフショア・タックス・ハイブンをめぐる国際課税」（本庄資著）
- ・会員に有用な情報については、真に必要なものに限り、随時、出版を検討する。

10. 情報提供サービスの向上

会員向けの情報提供サービスの内容を充実することにより、会員の利便性の向上を図る。

また、ホームページにおいて、租研意見、研究会報告、租税研究大会等を掲載することにより、会員以外の一般の方にも広く情報提供するとともに、当協会からの提言、情報発信の充実を図り、財政・税制についての知見・知識の普及・拡大を図る。

11. 国際租税協会（I F A）日本支部事務局受託事務等

I F A 日本支部の事業活動の積極的な展開に協力するとともに、I F A から得られる情報を活かし租研の国際租税分野での事業活動の更なる活性化に資することに努める。

I. 課題認識及び中期事業計画の方針

厳しい経済環境の変化の中、60周年を契機に魅力ある事業活動を展開することにより維持会員の減少傾向に歯止めをかけることを目的に、この2年間（平成21、22年度）は、景気変動会費引当金を一定額活用しつつ、事業活動の拡充、強化に取り組んできた。景気変動会費引当金については、公益法人改革に伴い、引当て目的に沿った適正かつ有効な対応が必要であることなどから、上記の目的に沿った取り崩しを行い、事業活動への有効活用を図ったところである。

その結果、全体及び各活動において、過去最高の水準に達し、また内容においても、充実を図ってきたところである。

しかし、当協会の平成22年度収支（景気変動会費引当金取崩前）は、約▲2千万円の赤字であり、60周年事業活動を行った平成21年度（景気変動会費引当金取崩前）に続く赤字幅である。

これまでの3年間の活動実績等を踏まえ、租研としての活動を拡大・強化しつつ、租研の財政規模に見合った事業計画を確実に定着させていく必要がある。また、公益法人申請に向け収支均衡（収支相償の原則）に向けた将来計画の作成が求められている。

このような中、収支相償の原則に沿った、中期事業計画（平成23～25年度）を作成する。

中期的な事業計画作成に際しては、以下の考え方を大方針として、取り組む。

- ①当協会の理念、目的に沿って、特質を活かした最も効果的な活動を目指す
- ②限られた資源（資金、戦力）の範囲内での価値提供を最大化する
- ③収支相償の原則の徹底

を基本とする。

II. 日本租税研究協会の理念、目的

社団法人日本租税研究協会は、昭和24年シャープ税制使節団長シャープ博士の助言に基づき、当時の学界、経済界、行政機関等各方面の有志を発起人として、当時の経済団体連合会が幹旋役となって、民間の中立的な立場から、「租税に関する理論及び実証的研究の進歩発達を促進すると共にその普及を図ることを目的」として創設された団体であり、その活動（調査・研究・提言活動及び普及活動）を通して、わが国の財政・税制・税務の発展に貢献することにある。

なお、当協会の特質としては、民間会員の会費のみで運営しており、「中立的な立場からの研究・提言機能」があげられる。また、協会の設立の経緯及びその中立性により「民間、研究者、官庁が共に会話のできるプラットフォームとして機能していること」等もあげられる。

Ⅲ. 中期事業計画

上記の方針、当協会の理念・目的を踏まえつつ、収入の範囲内に費用を納めるため、コスト削減を徹底した上で、事業内容の抜本的な見直しを行なう。中期事業計画策定に当たっては、見直しを行う一方で、当協会の事業活動領域である「調査・研究・提言活動（主に、委員会、研究会、意見交換会活動）」、「普及活動（主に、会員懇談会、租税研究大会等講演会活動）」、「情報発信活動（主に、出版事業等）」のそれぞれを充実させ、また、バランスよく配置することにより、会員の課題解決、情報提供といった実現力を醸成し、価値提供を極力維持・向上させる。

全体の事業規模は、平成22年度実績での開催回数規模が年間227回であるのに対して、中期目標では年間170回程度の規模とする。この規模は、平成11～平成20年の平均約165回より多く、平成20年度並みの規模であるが、平成21、22年度よりは大幅な縮減となる。なお、個別の計画は下記に記載のとおりである。

また、最終目標を平成25年度とし、平成23年度は、その初年度として、過去最大の規模となった事業の「選択と集中」に着手し、方向付けをする年と位置づける。

・中期事業計画／活動総括表(平成19年度実績～平成25年度中期計画)

(講演回数換算ベース)

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	中期事業計画	
					平成23年度	平成25年度
理事会・委員会等	39 回	45 回	74 回	103 回	88 回	70 回
内研究会	17 //	24 //	56 //	70 //	55 //	43 //
会員懇談会	74 //	106 //	111 //	87 //	83 //	72 //
租税研究大会	(2.5日) 6 //	(2.5日) 6 //	(4.0日) 11 //	(3.0日) 9 //	(3.0日) 6 //	(3.0日) 6 //
基礎講座	(3講座) 22 //	(3講座) 23 //	(4講座) 30 //	(4講座) 28 //	(3講座) 23 //	(3講座) 22 //
合計	141 //	180 //	226 //	227 //	200 //	170 //
出版(「租税研究」以外)	6 冊	9 冊	17 冊	12 冊	12 冊	10 冊

1. 調査・研究・提言活動（理事会、委員会、研究会、意見交換会）

わが国の財政・税制・税務をめぐる諸問題について、民間の中立的な立場から調査・研究を行い、「あるべき財政・税制・税務」の実現のため、提言、意見表明を行なう中核事業である。特に、ここ2年で拡充を図ってきた研究会活動は、その軸であり引き続き充実に努めるが、目的を果たした研究会については見直しを行い、重点化を図る。また、意見交換会は、当協会の特質を活かした活動であり、適宜着実に開催する。

(1) 理事会・総会等

理事会は開催回数（理事会3回、総会1回）を見直し、公益法人改革に則した運営への変革を図る。

(2) 委員会・研究会等

研究会活動は、当協会の調査・研究・提言の中核事業であり、その研究、情報発信の「充実」に引き続き努めると共に、会員の課題解決の「実現」に向けた更なる醸成を図るものとする。また、この活動における研究者、実務家等の広範囲の人的ネットワークは、事業展開上重要であり、これ等を念頭に事業の見直しを行った。

具体的には、役割を終えた研究会等は、活動を終了又は最低限度の開催を検討し、会員の課題解決の「実現」に資する政策検討会、法人税研究会（通達等検討分科会）等の活動への重点化を行う。また、継続する場合であっても、内容、回数等の必要性を吟味して見直しを図る。

(3) 意見交換会

当局との意見交換会は、会員、研究者、官庁との会話の共通のプラットフォームとして、当協会の特徴であり、会員の課題解決の「実現」のために重要であり、必要に応じて着実に実施する。

2. 普及活動（会員懇談会、租税研究大会、基礎講座）

会員に対して、税の情報、税知識についての普及を図るため、講演会、説明会等を開催する活動であり、回数で最も多い事業である。事業全体の見直しの中、回数については絞り込みを実施するが、更に内容の充実化を図ると共に、委員会・研究会等他の事業のうちで可能なものは合同で開催し、年間一定規模の回数を維持する。

(1) 会員懇談会

事業全体の中で最も規模の大きな事業であり、回数については見直しを実施する。但し、会員への普及活動の中軸事業であり、充実化を図りつつ、また委員会・研究会のうちで可能なものは合同で開催し、年間80回規模（単独70回、合同10回）を維持する。

内容については、法人課税・国際課税に関する、理論面、実務面において幅広く講演会を開催する。「税制改正説明会」、「決算・申告への留意事項」等の当局からの情報発信、研究者・実務家の研究報告等を会員のニーズに則して、バランスよく提供することを目指す。

(2) 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動に相応しい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。会員に対して講演、討論等を通して、情報提供を実施するとともに、協会外部への情報発信を行ない、公益的活動の向上、当協会のプレゼンス向上に資するものとして、今後とも継続する。

(3) 基礎講座

基礎的分野の会員サービスとして継続するが、他の運営（研究会、会員懇談会等）に影響を与えないよう、講座参加料収入の範囲内（赤字とならない範囲）での運営を目指す。

そのため、会場費用等でのコスト削減等に取り組み、法人税基礎講座（東京、大阪）、国際課税＜基礎、中級＞講座（東京）を継続する。

3. 情報発信活動（出版事業等）

「租税研究」等の出版、ホームページ等を通して、情報発信を行う事業である。

定例の「租税研究（毎月）」「租税研究大会記録（毎年）」等以外に、「OECD 関連（モデル租税条約等）」、「租税条約の解説」等の税に関する重要な出版物を刊行する。但し、出版は必要性を厳しくチェックの上、真に必要なものを出版するなど、対象の重点化を図り、月間誌「租税研究」以外では、10冊／年間以内を目処とする。出版を極力圧縮する一方で、ホームページへの掲載等を活用することにより、情報発信機能を維持、強化を図る。

IV. 中期事業計画に基づく収支予測

上記Ⅲ.の中期事業計画に沿って、事業計画を抜本的に見直すとともに、事業費や人件費を含む一般管理費について思い切った削減に取り組むこととした。

その結果、中期収支予測は、次頁のとおりである。

今後とも、事業の実施に当たっては、事務経費の一層の節減に努力し、収支相償の原則を徹底することにより、健全な経営に努める。

・中期収支予測

(単位: 千円)
(予算) (中期計画)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度
1事業活動収入	149,919	154,633	148,116	146,234	143,950	141,950
2事業活動支出	133,733	147,910	175,334	170,108	158,000	141,950
事業費支出	94,978	111,913	141,576	136,757	123,100	111,350
管理費支出	38,775	35,997	33,758	33,349	34,900	30,600
I 事業活動収支差額	16,186	6,723	-27,218	-23,874	-14,050	0
II 投資活動収支	-25,611	659	22,667	27,170	18,800	-980
当期収支差額	-9,426	7,382	-4,522	3,296	4,750	-980
基本財産への充当	157,755	157,755	157,755	157,755	157,755	157,755
III 正味財産合計	205,759	211,646	207,030	208,548	248,738	243,268

V. 収入の維持向上策について

会員の異動は、事業活動の活発化等もあり、個人会員については増加している。また、会費収入の太宗を担う維持会員は、バブルショック以降経費節減やM&A等により減少し、近年は徐々に減少傾向に改善が見られていたが、リーマンショック後は再び維持会員は減少傾向にある。

中期事業計画においては、会費収入は近年の減少傾向を織り込んでおり、厳しい状況が継続するものと予想している。今後、更なる会費収入の減が発生した場合、当該計画を維持することは困難となり、更に、当協会の機能を維持することに支障をきたすことも懸念される。

よって、当協会の活動を維持・充実させるためには、会費収入の維持・向上対策が必須である。特に、会費収入の太宗を担う維持会員の維持・拡大が、喫緊の課題である。対策としては、会員への魅力ある価値提供による維持活動は前提としつつ、過去維持会員であった企業や新興企業への加入のPR等加入の勧奨等が想定されるが、今後租研として組織を挙げて取り組む必要がある。